

# 住宅改修

介護保険を利用すると、限度額20万円まで1割負担で工事ができます。限度額を超えた場合でも自費で工事ができます。事前にご相談下さい。

## ～介護保険を使った住宅改修とは～

介護保険を利用すると、本人の体に合わせてリフォームできます。有資格者がお体の状態に合わせて、ご提案・お見積りさせていただきます。また、市役所への申請なども代行させていただきます。

「健康診断に行ったら、若いころと比べ、身長が縮んだ！」そんな経験はありませんか。手すりも本人が使いやすい高さや今後考え得る身体状況の誤差も考慮して、設計させていただきます。手すりも身長や体の状態に合っていないと、せっかく取り付けしてもタオル掛けになってしまいます。そのようなことがなく、将来的にも過ごしやすい環境を作るのが、住宅改修です。

### 【住宅改修の種類】

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ① 体を支える手すりの設置    | ② 段差をなくす工事   |
| ③ 滑りをなくす通路面の材質変更 | ④ 扉の引き戸に取り換え |
| ⑤ 洋式便器への取り換え     | ⑥ その他、浴室等    |

住宅の不便なところ、悩まずにまずはご相談下さい。

上記以外でも、玄関から外への移動通路など、住宅に関する暮らしの問題点を解決するにあたって、介護保険が使えるかもしれません。担当者が誠心誠意、対応させていただきます。

## きらら福祉用具事業所 竿燈通り

住所：秋田市大町2-5-1 担当 嵯峨・阿部

電話：018-895-7272(代表) 018-895-7279(直通)

事業所番号 0570119057

# きらら福祉用具



- ・住宅改修
- ・福祉用具販売
- ・福祉用具貸与



## きららアーバンパレス



## きらら福祉用具 購入

### 介護保険対応

## きらら福祉用具 貸与(レンタル)

介護保険を利用して1割で購入できます。(保険外商品も対応可能)

福祉用具は、体の状態や使用状況に合わせ、介護保険で定められた5品目を1割で購入できる制度です。(10万円の限度額あり)  
また、きらら福祉用具では、オムツや杖、介護用靴、ワンタッチの下着、腰痛ベルト、食事用エプロンなども幅広く多種多様に对应できます。

### 保険適用が認められる商品

- ① 腰掛便座 (和式便座の上に置くもの、高さを補うもの、立ち上がりの補助機能があるもの、ポータブルトイレ)
- ② 特殊尿器 (尿や便が自動的に吸引されるもの)
- ③ 入浴補助用具 (いす、手すり、シャワーチェア、すのこ、介助ベルト、浴槽台、など)
- ④ 簡易浴槽 (容易に移動できるもので取水・排水工事を伴わないもの)
- ⑤ 移動式リフトの吊具 (移動用リフトに連結して使用する吊り具)



### ご利用にあたって

- ①まずはお電話ください。受付致します。ご相談だけでも結構です。
- ②相談員がお約束の日にお伺いいたし、詳しくご説明いたします。(介護保険を利用するため、ケアマネージャーと連携をとります。また、申請等に関する書類の手続き等は代行します。)
- ③カタログ等により、使用環境やお体の状態、お好みに合わせて、商品と一緒に選び、商品を納入します。

☆お気軽にご相談下さい。  
ご相談を無料で行っております。



介護保険を利用すると、9割引きでご利用になれます。

～レンタルをおすすめするメリット～

- ・定期的に点検に伺うので、安心して使用できます。修理や交換も無料!
- ・体の状態が変われば、合わなくなった用品を捨てることなく、体や病状に合ったものに商品の変更ができます。
- ・長い目で見て購入よりも借りた方が総額がお得に。
- ・新商品が出た場合でもすぐにお試し、変更もできます。
- ・お試しが無料でできます。

### 保険適用が認められる商品

※介護度によっては、届出が必要です。

- ① 車いす (自走用・介助用・電動車いす)
- ② 車いす付属品 (クッション、電動補助装置、テーブル、ブレーキ)
- ③ 特殊寝台 (背上げか高さ調整ができる介護用ベッド)
- ④ 特殊寝台付属品 (介助ベルト、手すり、マットレス、サイドレール、テーブルなど)
- ⑤ 床ずれ防止用具 (エアマットレス、ウレタン等の体圧分散マットレス)
- ⑥ 体位変換器 (体の下に挿入し動力によって体位を変換するもの)
- ⑦ 手すり (工事を伴わないもの)
- ⑧ スロープ (工事を伴わないもの)
- ⑨ 歩行器 (歩行の支えとしてフレームが左右・前にあるもの)
- ⑩ 歩行補助つえ (松葉つえ、多点杖、ロフトランドクラッチ)
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 (ある地点を通過した時や離床時に通報する装置)
- ⑫ 移動用リフト (人を持ち上げ移動させるもの)
- ⑬ 自動排泄処理装置 (尿・便などを自動吸引するもの)

1人で悩まず、気軽にご相談下さい

### きらら福祉用具事業所 竿燈通り

住所 : 秋田市大町2-5-1 担当 嵯峨・阿部  
電話 : 018-895-7272 (代表) 018-895-7279 (直通)